

廃第1780号-3  
令和3年3月17日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県館山市竜岡612番地 株式会社Boso（旧・株式会社ボーナン） （代表取締役 上野 利光）（法人番号8040001073918）
許可の番号	第01200206679号
処分の年月日	令和3年3月17日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	<p>株式会社Boso（旧・株式会社ボーナン）及び同社の役員は、法第25条第1項第1号及び法第32条第1項第1号の規定により、同社は罰金刑、同人は懲役刑及び罰金刑に処せられたことによって、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハ及びニに該当するに至った。</p> <p>このことにより、同社は、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ニ（法第25条から法第27条まで及び法第32条第1項（法第25条から法第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）及び法第14条第5項第2号ニ（同号イ（法第7条第5項第4号ハ及びニ（法第25条から法第27条までの規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第1号及び第2号に該当する。</p>

廃棄物指導課監視指導室  
TEL 043-223-2684